

【事案Ⅱ－6】入院・通院共済金請求

・平成 30 年 11 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、入院前および入院後通院共済金を請求したが、その一部しか支払対象とならなかったことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

合わせて、平成 19 年に 10 年満期を迎えて契約更新した現在の保障内容(入院日額 5,000 円)について、自らの認識(当初 10 年契約時と同じ入院日額 7,000 円)とは違うとして、入院共済金日額の差額の支払を求めたものである。

<申立人の主張>

被申立人は、生命共済の通院共済金を申立人に支払えとの判断を求める。また、入院共済金の保障額について、10 年満期更新の際に規定・規約・重要事項の説明が行われなかったため、前契約と同じ保障内容である旨を伝えられたと記憶している。そのため、入院共済金の契約金額が 7,000 円であることを確認し、支払済みの入院共済金との差額を支払え、との判断を求める。

<共済団体の主張>

本件申立てにおける入院前後の通院共済金については限度日数分まで支払済である。

申立人は平成 19 年 6 月に入院日額 5,000 円、通院日額 1,500 円と記載された「更新・移行・追加申込書」に捺印して提出済であり、当該契約内容が記載された共済契約証書を同年 9 月に受領している。また、約 10 年間に延べ 15 回にわたって当該契約内容に基づく共済金の請求と受領を行っており、入院共済金の日額について認識していた筈である。

契約更新後も同じ保障内容であると伝えられたとの申立人の主張については、入院日額を訂正した申込書に申立人の捺印があることから認められない。

したがって、申立人の請求および申立ては認められない、とする判断を求める。

<裁定の概要>

「申立人の請求を全て棄却する」と裁定し、裁定手続を終了した。

1. 本件入院に係る入院前通院共済金および退院後通院共済金について

本件において、1 回目の入院原因と 2 回目の入院原因については、因果関係のある一連の疾病による入院であって、約款規定にいう「同一の原因」による入院である、と認められる。

また、2回目の入院は、1回目の入院からの退院後180日以内に同一の原因によって開始されたものということになり、本件共済契約の約款・事業規約では、1回目の入院と2回目の入院については、1回の入院と見做されるべきことになる。

本件共済契約において、1回の入院と見做される入院に関しては、約款上の支払限度までの入院前・退院後通院共済金（前者については合計30日分、後者については合計60日分）が既に支払われていることから、本件2回目の入院との関係で申立人が求めている入院前・退院後通院共済金を支払うべき義務を被申立人が負っていると認めることはできない。

2. 本件共済契約の入院共済金の日額等について

本件契約更新時に入院共済金の日額が従前の7,000円から5,000円に減額された際
の状況ないし経緯について、申立人は、被申立人の述べる当該の経緯に関して明確な
形でこれを否定することをしていない。

それに加え、入院共済金の金額を5,000円に変更する記載のなされている本件申込
書には、申立人によって押印等がなされていること、および被申立人の事務制度上は
契約更新の際に契約内容の変更等を共済契約者の側が希望しない場合には更新申込
書の提出は不要とされていたことからすると、申立人によって本件申込書が提出され
たという事実は、少なくとも、本件更新の際に何らかの契約内容の変更等が申立人から
申し込まれたということを推認させるものである。

また、本件更新後に申立人が被申立人から受領した共済契約証書に入院共済金の日
額が5,000円であることが記載されていたが、当該の受領の際にはそのことについて
申立人から異議の申立等は特になされていなかった。さらに本件更新後、被申立人は、
申立人に対して、合計15件にわたり、本件共済契約に基づく各種共済金の支払をして
おり、その際に入院共済金の日額が5,000円であることを前提とした共済金の額の算
出が行われていたが、平成28年に2回目の入院に係る入院前通院共済金および入院後
通院共済金請求についての紛争が生じるまでは、申立人は、共済金の金額に関して異
議を述べたことはなかった。

これらのことからすると、契約更新の際に入院共済金の日額が5,000円に変更され
たことが申立人の意思によるものでなかったとか、当該の変更が被申立人の側の不十
分な説明によって申立人が誤解したためになされたものであったというような事実の
存在を認めることはできない。

3. 結論

その余の点について判断するまでもなく、申立人の請求はいずれも理由がないか
ら、主文のとおり裁定する。